恵の丘長崎原爆ホーム本館 家族会会則

第１条【名称】

本会は正式名称「恵の丘長崎原爆ホーム本館家族会」と称し、通称「原爆ホーム本館家族会」と称する。

第２条【目的】

本会は当ホームの入所者が余生を心豊かに、生き甲斐ある生活が営めるように施設職員と協力して個々の入所者の要望に応えるよう努める。

第３条【事務局】

本会の事務局は 長崎市三ツ山町 139 番地 5 恵の丘長崎原爆ホーム本館内におく。

第４条【会員】

ホーム入所者の家族で構成する。

第５条【活動】

ホーム行事への参加、協力、ボランテイアの派遣、広報誌の発行、その他。

第６条【役員】

会長（広報担当も兼務） １名　　副会長　２名（男性１名、女性１名）
会計　１名　　会計監査 ２名　　事務局 １名（職員）
評議員 若干名

第７条【役員の選出】

評議員は選挙又は推薦する。役員は評議員会で推薦し、総会にて決定する。但し欠員が生じた場合は、役員会で協議し決定する。

第８条【役員の任期】

任期は１年とし、再任は妨げない。

第９条【総会】

家族会員すべてを対象とする。

第 10 条【会議】

①　評議員会（役員を含む全員で構成）　②役員会　　③広報部会

第 11 条【会費】

１世帯当り　年 2,000 円

第 12 条【慶弔費】

（慶）　白寿の方へのお祝い　　（弔）　弔電 2,000 円程度

第 13 条【会計】

本会の会計年度は４月１日より翌年３月 31 日迄とする。

第 14 条【会則の改正】

この規則は総会の議決によって行う。

附則　この会則は　平成 12 年 5 月 14 日より施行する。
平成 13 年 5 月 13 日一部改正。
平成 14 年 5 月 12 日一部改正。
平成 20 年 5 月 11 日一部改正。